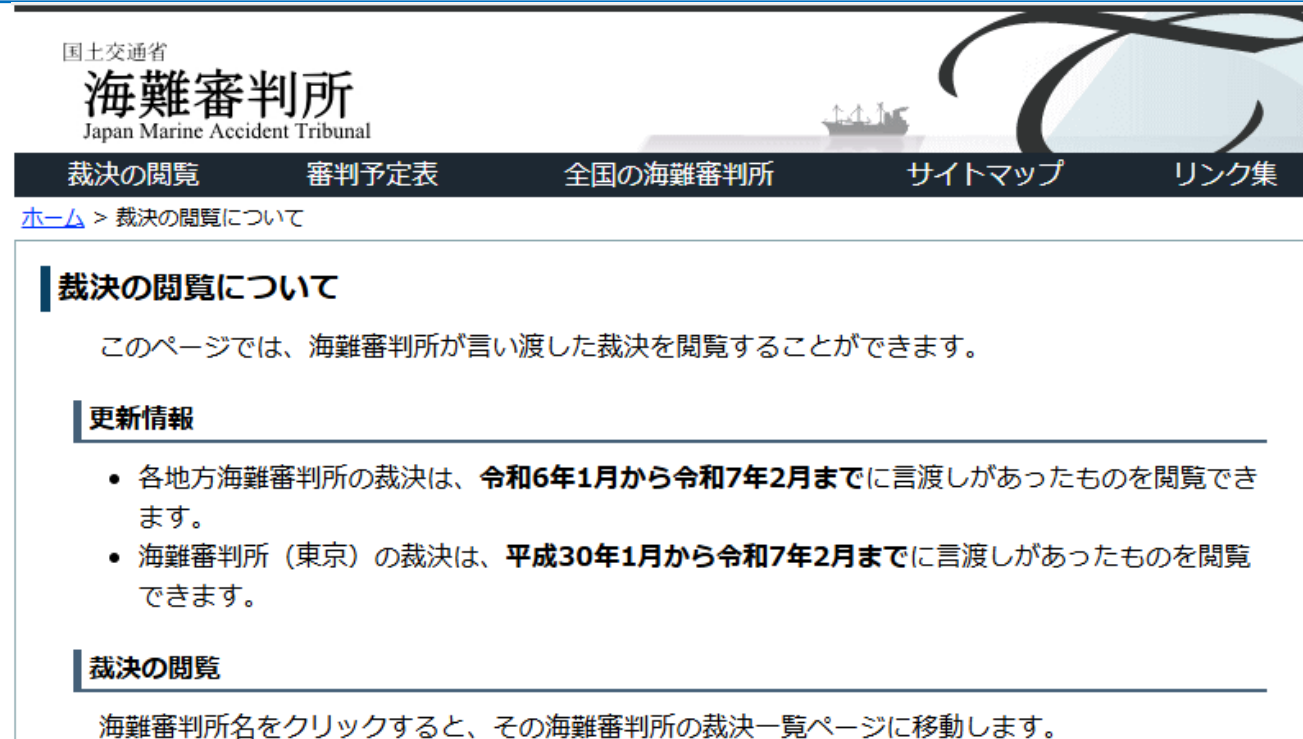


令和7年2月に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました(令和7年4月)



上記事件のうち、神戸地方海難審判所と広島地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 貨物船A(11,687トン) 漁船B(6.2トン) 衝突事件

夜間、徳島県日和佐港南東方沖合において、北上するA船と東行するB船とが衝突し、両船が損傷した

② 油送船A(3,832トン) 貨物船B(496トン) 衝突事件

夜間、茨城県鹿島港北方沖合において、航行中のB船が、錨泊中のA船に衝突し、両船が損傷した

海難防止への
インフォメーション

① 貨物船A(11,687トン) 漁船B(6.2トン) 衝突事件

(夜間、徳島県日和佐港南東方沖合において、北上するA船と東行するB船とが衝突し、両船が損傷した)

【海難概要】夜間、日和佐港南東方沖合において、A船(11,687トン、14人乗組、トレーラーシャーシ100台、車両194台、コンテナ237個積載)が北上中、B船(6.2トン、1人乗組)が東行中、A船の左舷前部とB船の右舷船首部とが衝突した

【航法の適用】海上衝突予防法(予防法)第15条(横切り船の航法)が適用される

- ・衝突地点付近の海域は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である予防法が適用される
- ・本件時、両船は、航行中の動力船の灯火を表示して互いに視野の内にあり、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近し、衝突を避けるために必要な動作をとる時間的、距離的余裕があったものと認められることから、**予防法第15条(横切り船の航法)が適用される**

【原因等】夜間、両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近した際、

B船：**動静監視不十分**で、前路を左方に横切るA船の進路を避けなかった(主因)

〔船長Bは、動静監視を十分に行うべきであった〕

A船：**警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった**(一因)

〔一等航海士Aは、衝突を避けるための協力動作をとるべきであった〕

【背景】・船長Bは、一見してA船が自船の船首方を無難に航過すると思った

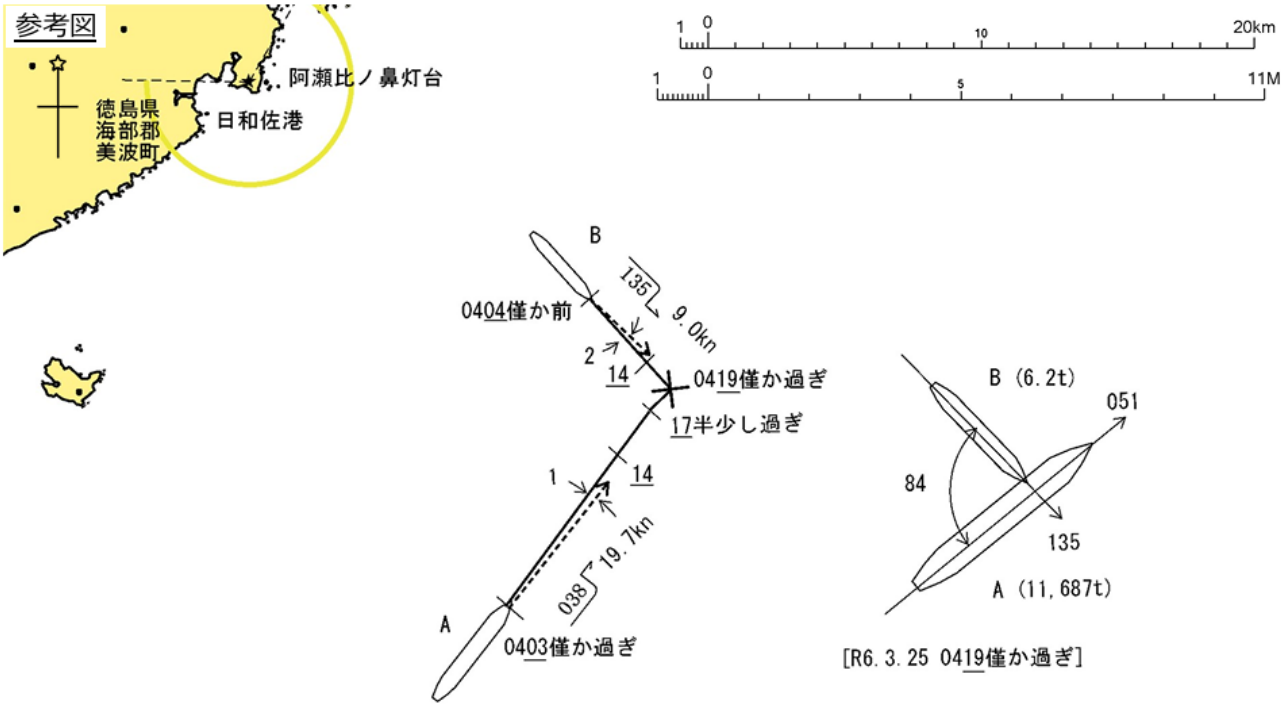
・一等航海士Aは、これまで自船に接近したのち近距離で避航する漁船もいたので、いずれ避航船であるB船が自船の進路を避けると思った

【発生日時】令和6年3月25日04時19分僅か過ぎ

【発生場所】徳島県日和佐港南東方沖合

【死傷者】なし

【損傷等】A船：左舷前部外板から左舷後部外板にかけて擦過傷
B船：右舷船首部に亀裂及び擦過傷



【受審人】

(B船) 船長：小型船舶操縦士 → 業務停止1か月

(A船) 一等航海士：三級海技士(航海) → 戒告

【懲戒】

* 本判決は、R7.2.18に言い渡されました。詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

海難防止への
インフォメーション

② 油送船A(3,832トン) 貨物船B(496トン) 衝突事件

(夜間、茨城県鹿島港北方沖合において、航行中のB船が、錨泊中のA船に衝突し、両船が損傷した)

【海難概要】 夜間、鹿島港北方沖合において、A船(3,832トン、10人乗組、空倉)が錨泊中、B船(496トン、5人乗組、空倉)が航行中、B船の右舷船尾部がA船の左舷船尾部に衝突した

(航法の適用) 海上衝突予防法(予防法)第38・39条(船員の常務)が適用される

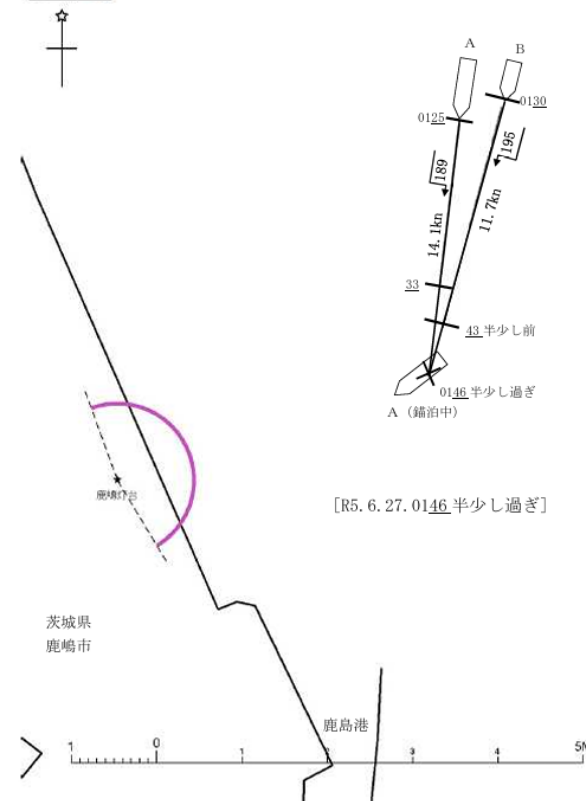
- ・衝突地点付近の海域は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である予防法が適用される
- ・予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、**予防法第38・39条(船員の常務)が適用される**

《原因等》 夜間、B船が航行中、A船が錨泊中、
B船：**動静監視不十分**で、錨泊中のA船を避けなかった(主因)
[船長Bは、動静監視を十分に行うべきであった]
A船：**動静監視不十分**で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった(一因)
[船長Aは、動静監視を十分に行うべきであった]

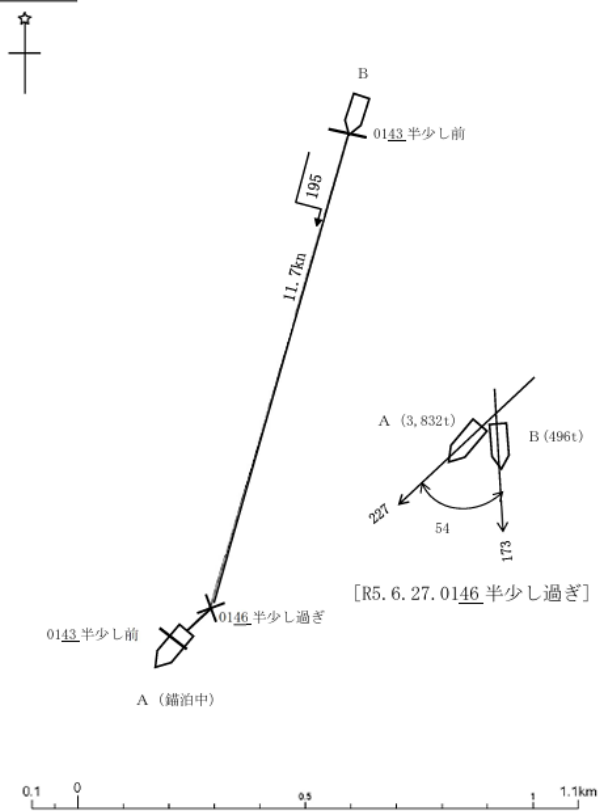
《背景》
・船長Bは、少しの時間であれば、「ポートラジオから要請された予定錨地」の状況を、海図台で確認しても支障ないと思った
・船長Aは、甲板を照らす複数の作業灯を点灯しているので、自船が錨泊していることが分かるから、航行中の船舶が自船を避けてくれると思った

【発生日時】 令和5年6月27日01時46分少し過ぎ
【発生場所】 茨城県鹿島港北方沖合
【死傷者】 なし
【損傷等】 A船：左舷船尾部外板に破口を伴う擦過傷等
B船：右舷船尾部外板に凹損を伴う擦過傷等

参考図 1



参考図 2



【受審人】
(B船) 船 長：三級海技士(航海) → 業務停止1か月
(A船) 船 長：三級海技士(航海) → 戒告

《懲戒》

* 本裁決は、R7.2.27に言い渡されました。
詳細は海難審判所のHPでご確認下さい